四日市市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月11日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第59号

四日市市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

四日市市身体障害者福祉法施行細則(平成15年四日市市規則第15号)の一部を 次のように改正する。

第9号様式を次のように改める。

四日市市長

住所	
氏名	
	印

費用徴収額変更申請書

身体障害者福祉法第 18 条の規定に基づく措置に要する費用について、次の理由により徴収額の変更を申請します。

住	所						
氏	名						
個 人 番	号						
サービス	名						
理	由						

添付書類

○申請事由が明らかになる書類等

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(健康福祉部 障害福祉課)